



全国保証株式会社

証券コード:7164

第**39**回

定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2019年6月14日(金)
午前10時 (受付開始予定:午前9時)

場所 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー4階
JPタワー ホール&カンファレンス
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照いただき、お間違のないようご注意ください。

目次	第39回定時株主総会招集ご通知	1
	議決権行使についてのご案内 (添付書類)	3
	事業報告	
	Ⅰ 会社の現況に関する事項	5
	Ⅱ 会社の株式に関する事項	12
	Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項	13
	Ⅳ 会社の役員に関する事項	15
	Ⅴ 会計監査人に関する事項	18
	Ⅵ 会社の体制および方針	19
	計算書類	
	貸借対照表	25
	損益計算書	26
	株主資本等変動計算書	27
	個別注記表	28
	監査報告書	
	会計監査人の監査報告書謄本	44
	監査役会の監査報告書謄本	45
	(株主総会参考書類)	
	議案 剰余金の処分の件	46
	株主総会会場ご案内図	

証券コード 7164
2019年5月29日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号

全国保証株式会社

代表取締役社長 石川英治

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2019年6月13日（木曜日）の午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月14日（金曜日）午前10時
(受付開始予定：午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー4階
J Pタワー ホール&カンファレンス
3. 会議の目的事項
報告事項 第39期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。
- (2) 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (3) インターネット等により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (4) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な行使として取扱います。

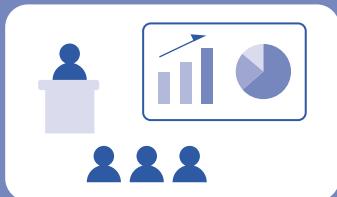
以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.zenkoku.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎当日は、節電への対応として、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（46頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2019年6月14日（金曜日）
午前10時

書面による議決権行使

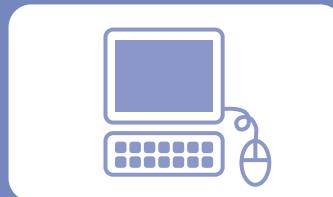


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年6月13日（木曜日）
午後5時

インターネット等による議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

[<https://www.web54.net>]

行使期限

2019年6月13日（木曜日）
午後5時

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

インターネット等*による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議決権をご行使ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- (2) 行使期限は、2019年6月13日（木曜日）午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。
- (3) インターネットにより重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (4) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使として取扱います。
- (5) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次の株主総会時は新たに発行いたします。
- (6) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**三井住友信託銀行株式会社**までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

電話番号 0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

(2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先

電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く））

*議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 経済環境および事業環境

当事業年度におけるわが国の経済は、海外経済の先行きに不透明感が増すなか、企業収益の改善に足踏みがみられたものの、雇用・所得環境の改善が継続し、個人消費も持ち直すなど緩やかな回復が続きました。

住宅市場につきましては、政府の住宅取得支援策や低水準な住宅ローン金利が継続し、新設住宅着工戸数は前年同期並みで推移しました。住宅ローン市場におきましては、借換需要が引き続き低位で推移するなか、金融機関は新築・中古物件の案件を獲得するため、多様な商品やサービスの提供および推進活動を継続しました。

(2) 事業の概況

このような事業環境のもと、当社は中期経営計画「Best route to 2020」の2年目として「事業規模の拡大」、「企業価値の向上」ならびに「事業領域の拡大」の課題を中心に各種施策に取り組んでまいりました。

事業規模の拡大におきましては、既存提携金融機関との関係強化および未提携金融機関との新規契約締結に取り組んでまいりました。既存提携金融機関との関係強化につきましては、申込データ連携システムおよびインターネットを活用した申込スキームの提案活動に努めたほか、取引深耕のため当社保証商品についての説明会や営業店への訪問活動を継続しました。また、例年ご好評いただいておりますキャンペーンを実施し、住宅ローン獲得に向けた営業推進にお役立ていただきました。未提携金融機関との新規契約締結におきましては、継続的な営業活動を展開した結果、当事業年度において銀行3行、信用組合1組合、J A 6組合の合計10機関と契約締結に至りました。

企業価値の向上におきましては、働き方改革の推進や新人事制度、新評価制度の導入および浸透など、活力ある企業風土の醸成に努めました。また、社内業務のペーパーレス化の推進や、R P A (Robotic Process Automation) の活用など業務効率化を図りました。

事業領域の拡大におきましては、債権回収会社（サービサー）の株式を取得し子会社化したほか、スタートアップ企業2社とA I ・ブロックチェーン技術を活用した新たな審査手法の研究を開始いたしました。

こうした取り組みの結果、営業収益は43,204百万円（前期比9.1%増）となりました。利益につきましては、営業利益は34,229百万円（前期比9.8%増）、経常利益は35,169百万円（前期比10.0%増）、当期純利益は24,134百万円（前期比9.4%増）となり、増収増益となりました。

なお、第39期における当社の保証実績は次表のとおりです。

（単位：機関、件、百万円）

区 分	2015年度 第36期	2016年度 第37期	2017年度 第38期	2018年度 第39期
提携金融機関数	726	738	746	750
新規保証実行件数	64,228	71,777	68,073	68,311
新規保証金額	1,501,805	1,689,725	1,666,315	1,722,629
期末保証債務残高	10,000,122	10,890,638	11,789,304	12,717,625

（注）新規保証実行件数および新規保証金額は、民間金融機関住宅ローン保証における実績であります。

2. 設備投資の状況

該当事項はございません。

3. 資金調達等についての状況

該当事項はございません。

4. 事業の譲渡等の状況

- (1) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はございません。
- (2) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はございません。
- (3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はございません。
- (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
の状況
当社は、2018年12月27日にあけぼの債権回収株式会社の全株式を取得しております。

5. 財産および損益の状況の推移

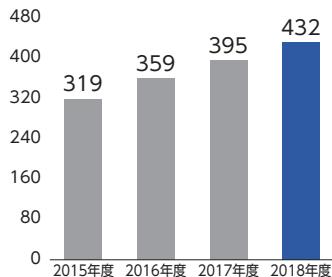
(単位：百万円)

区 分	2015年度 第36期	2016年度 第37期	2017年度 第38期	2018年度 第39期
営 業 収 益	31,918	35,918	39,599	43,204
経 常 利 益	26,303	29,001	31,974	35,169
当 期 純 利 益	17,204	19,530	22,052	24,134
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	250円20銭	284円04銭	320円71銭	350円92銭
純 資 産	74,112	90,149	108,127	126,998
総 資 産	235,520	263,352	294,137	321,232

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

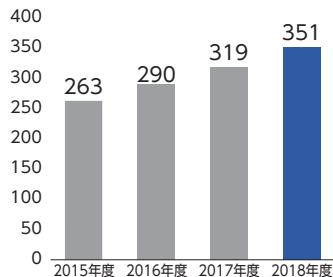
■ 営業収益

(単位：億円)



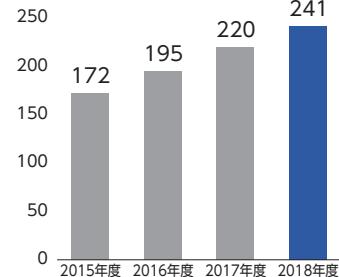
■ 経常利益

(単位：億円)



■ 当期純利益

(単位：億円)



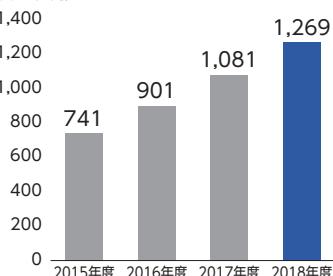
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



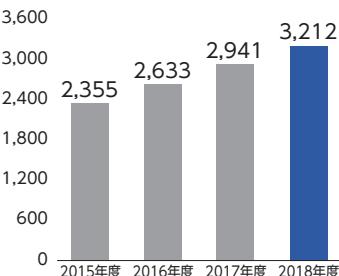
■ 純資産

(単位：億円)



■ 総資産

(単位：億円)



6. 対処すべき課題

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、お客様の夢と幸せの実現をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上および持続的な発展・成長を目指しております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略および課題

当社を取り巻く環境といたしましては、長期的には少子高齢化に伴う人口・世帯数の減少により新築住宅市場は縮小していくことが見込まれるものの、中期的には現在の新設住宅着工戸数の水準が維持されることや中古・リフォーム市場の活性化も予想されます。

こうした事業環境を踏まえ、当社では2017年度から2019年度の3年度を計画期間とする中期経営計画「Best route to 2020」を策定しております。この中期経営計画では、「今まで築き上げてきた事業基盤とネットワークを最大限に活用することにより、地域社会の発展に貢献し、住宅ローン保証会社としてトップたる地位を築くこと」をスローガンとし、①事業規模の拡大、②企業価値の向上、③事業領域の拡大（長期的課題）、の3つの基本方針に基づき各種施策を行ってまいります。

【事業規模の拡大】

当社の事業規模を持続的に拡大していくためには、750先の既存提携金融機関の利用率向上に加え、未提携金融機関との新規契約締結が必要なものと認識しております。全国13の拠点網を生かしたきめ細やかなサービスに加え、申込データ連携システムの提案など、当社保証の利用に当たっての付加価値向上につながる取り組みを進め、更なる取引深耕を図ってまいります。また、住宅ローン受付チャネルを多様化するべく、業種・業態にとらわれずチャネル開拓に取り組んでまいります。

一方、増加する業務量に対応するため、業務プロセスの見直しやシステム化の推進を行い、業務効率化に取り組んでまいります。

【企業価値の向上】

当社の保証債務残高は12兆円を超える規模となっており、上場企業・信用保証会社としての社会的責任は益々増しているものと認識しております。信用保証会社としての強固な財務基盤の構築・株主還元の強化、経営資源の有効活用などによる活力ある企業風土の醸成、内部統制システムの機能強化・充実、システム利用による業務の効率化推進などに継続的に取り組み、企業価値向上に努めてまいります。

【事業領域の拡大（長期的課題）】

当社の中核事業である住宅ローン保証事業は今後も着実な成長が可能と捉えておりますが、長期的には、人口減少など当社を取り巻く外部環境には変化が見込まれます。住宅ローン保証事業と相乗効果を生み出す新たな事業への取り組みを開始しておりますが、今後とも継続した検討が必要なものと認識しております。当社の強みである提携金融機関のネットワーク、35年以上にわたり蓄積した豊富なデータ、住宅ローン審査・債権管理の業務ノウハウなどを活用した新たな事業を検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

7. 主な事業内容

事業区分	区 分
信用保証事業	住宅ローン保証 教育ローン保証 アパートローン保証 カードローン保証

8. 主要な事業所

区 分	店舗名・会社名	所 在 地
当 社	本社	東京都千代田区
	本店営業第一部	東京都千代田区
	本店営業第二部	東京都千代田区
	札幌支店	北海道札幌市中央区
	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	新潟営業所	新潟県新潟市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中区
	金沢支店	石川県金沢市
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	広島支店	広島県広島市中区
	高松営業所	香川県高松市
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
宮崎営業所	宮崎県宮崎市	
子会社	株式会社全国ビジネスパートナー	東京都中央区
	あけぼの債権回収株式会社	東京都千代田区

9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
256名	4名(減)	35.9歳	8年10ヵ月

- (注) 1. 従業員とは執行役員3名を含む正社員および受入出向者2名を指し、社外への出向者14名を含んでおりません。
2. 従業員数には契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員の合計69名を含んでおりません。

10. 主要な借入先および借入額

該当事項はございません。

11. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社全国ビジネスパートナー	9百万円	100%	事務の請負・受託・代行業
あけぼの債権回収株式会社	5億16百万円	100%	債権回収業に関する特別措置法に基づく債権回収業

(注) 当社子会社は上記2社のみであり、非連結対象会社であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

12. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

II 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

160,000,000株

2. 発行済株式の総数

68,871,790株

3. 当事業年度末の株主総数

24,458名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
富国生命保険相互会社	6,200,000	9.01
明治安田生命保険相互会社	6,200,000	9.01
太陽生命保険株式会社	4,271,000	6.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,682,800	3.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,399,000	3.48
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	1,540,900	2.24
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,466,300	2.13
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,211,036	1.76
SMBC日興証券株式会社	1,152,000	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,108,900	1.61

（注）持株比率は、自己株式396株および株式給付信託（J-ESOP）信託口が保有する90,380株を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第1回株式報酬型 新株予約権	第2回株式報酬型 新株予約権	第3回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
役員の保有状況	687個(2名)	521個(3名)	671個(3名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	687個(2名)	521個(3名)	671個(3名)
うち社外取締役	—	—	—
うち監査役	—	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	普通株式6,870株	普通株式5,210株	普通株式6,710株
新株予約権の行使時に 払込をすべき金額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2014年7月24日から 2044年7月23日まで	2015年7月23日から 2045年7月22日まで	2016年7月21日から 2046年7月20日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

	第4回株式報酬型 新株予約権	第5回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	2017年6月16日	2018年6月15日
役員の保有状況	542個(3名)	674個(4名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	542個(3名)	674個(4名)
うち社外取締役	—	—
うち監査役	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	普通株式5,420株	普通株式6,740株
新株予約権の行使時に 払込をすべき金額	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2017年7月20日から 2047年7月19日まで	2018年7月19日から 2048年7月18日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)

(別記)

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - (i)相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - (ii)相続承継人は、相続開始後10ヵ月以内かつ前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間の最終日までに、当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - (iii)相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヵ月以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

2. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

IV 会社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

(1) 会社役員の状況

(2019年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
石川英治	代表取締役社長	
山口隆	専務取締役	あけぼの債権回収株式会社 代表取締役社長
青木裕一	常務取締役 兼 経営企画部長	株式会社全国ビジネスパートナー 監査役
浅田慶一	取締役 本部長	
上條正仁	取締役 (社外取締役)	伯東株式会社 社外取締役
永島義郎	取締役 (社外取締役)	株式会社カナデン 社外取締役 あけぼの債権回収株式会社 監査役
藤野護	常勤監査役	
日野正晴	監査役 (社外監査役)	弁護士
羽田靖	監査役 (社外監査役)	
目黒謙一	監査役	

- (注) 1. 取締役 上條正仁、永島義郎の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 日野正晴、羽田靖の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役 浅田慶一、上條正仁、永島義郎の各氏は、2018年6月15日開催の第38回定時株主総会において新たに選任され就任しました。
4. 取締役 松田勉、小島正之、小林榮一郎の各氏は、2018年6月15日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
5. 監査役 目黒謙一氏は、大蔵省 (現 財務省) ・金融庁における長年の経験があり、財務および会計に関する知見を有しております。
6. 取締役 上條正仁氏、永島義郎氏ならびに監査役 日野正晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

区 分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	ストック・オプション
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	195百万円 (17百万円)	136百万円 (14百万円)	28百万円 (3百万円)	30百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	46百万円 (14百万円)	38百万円 (12百万円)	8百万円 (2百万円)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	13名 (6名)	242百万円 (32百万円)	175百万円 (26百万円)	36百万円 (5百万円)	30百万円 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等限度額は、2006年6月28日開催の第26回定時株主総会において、月額500万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議いただいております。賞与も当該報酬限度額の枠内にて支給しております。
2. 監査役の報酬等限度額は、2006年6月28日開催の第26回定時株主総会において、月額200万円以内と決議いただいております。賞与も当該報酬限度額の枠内にて支給しております。
3. スtock・オプションとして取締役に支払う報酬額は、2014年6月20日開催の第34回定時株主総会において、年額920万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議いただいております。
4. スtock・オプションの額は、Stock・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。
5. 当事業年度末日現在の人員は、取締役6名、監査役4名であります。上記の取締役の員数との相違は、2018年6月15日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した3名を含めているためです。
6. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は930千円です。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

氏 名	地位	重要な兼職の状況
上 條 正 仁	社外取締役	伯東株式会社 社外取締役
永 島 義 郎	社外取締役	株式会社カナデン 社外取締役 あけぼの債権回収株式会社 監査役

- (注) 1. あけぼの債権回収株式会社は当社の完全子会社であります。
2. その他兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 社外役員の事業年度における主な活動状況

氏名	地位	発言状況
上 條 正 仁	社外取締役	就任後に開催した取締役会10回の全てに出席し、主に金融および企業経営に関する豊富な経験と高い見識を生かして取締役会において活発に質問し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。
永 島 義 郎	社外取締役	就任後に開催した取締役会10回の全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識を生かして取締役会において活発に質問し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。
日 野 正 晴	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会13回の全てに出席しております。取締役会および監査役会においては、主に法曹としての専門的見識・豊富な経験に基づき、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
羽 田 靖	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会13回の全てに出席しております。取締役会および監査役会においては、主に金融問題に取り組んできた専門的な見識・経験に基づき、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

(3) 社外役員とその他利害関係

当社は社外役員との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、当社または当社特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）は、各社外役員との間で親族関係、取引関係その他の利害関係はありません。

3. 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社定款において、業務執行取締役であるものを除く取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定めており、上條正仁、永島義郎、日野正晴、羽田靖、目黒謙一の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4. 社外役員の独立性に関するその他の情報

当社は、社外取締役の独立性判断基準について、「コーポレートガバナンス基本方針」において、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況や報酬見積りの算出状況を確認および検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的かつ妥当な水準であると判断し同意しました。
2. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度における監査業務の報酬の額として、これらの総額にて報酬等の記載を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

5. 責任限定契約

該当事項はございません。

Ⅵ 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月1日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では2018年2月5日開催の取締役会にて一部改定いたしております。

その内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会および取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」および「行動規範」に基づき、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底する。
 - ②取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
 - ③取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。
 - ④取締役会および取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①「文書管理規程」および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理を行う。
 - ②取締役および監査役は、常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
 - ①取締役会および取締役は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの統括部署・責任者および監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。

- ②取締役会および取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク）のリスク量を計量統合し、経営体力（リスク資本）と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。
 - ③「危機管理規程」、「業務継続規程」に基づき、危機管理の徹底、業務中断の場合の早期業務運営回復により対外的信用維持に努めるなど、危機管理体制の充実・強化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - ②取締役会および取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、毎期、事業部門（部店）毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。
 - ③各事業部門（部店）における事業計画の遂行状況は、定期的に取り締役にに対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。
 - ④月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。
 - ⑤各事業部門（部店）を担当する取締役は、業務の分掌および職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門（部店）に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。
- (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策や指導、支援を実施し、これらの結果について親会社へ報告するシステムを確立する。
 - ②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。
 - ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。
 - ④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ①取締役は、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
 - ②監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ②監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。
- (8) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ①取締役および職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。
 - ②子会社の取締役、監査役、職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役または職員は監査役に対して、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、速やかに報告する体制を整備する。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。
- (10) 当監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ②監査役、監査部・会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。
- (12) 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制
- ①金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。
 - ②財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備および運用に努める。
 - ③財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ①暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。
 - ②取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制について、運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する事項

- ・「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスプログラムを策定のうえ、定期的な社内研修、職階に応じた階層別の教育および定期テストを実施し、役職員への理解浸透と意識向上に努めております。
- ・コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンスプログラムの推進状況を監視するとともに、コンプライアンスに関わる重要事項を審議決定のうえ、取締役会へ報告を行っております。
- ・「内部通報規程」に基づき、社内通報窓口に加え、弁護士事務所など複数の社外通報窓口を設け、相談体制の強化を図っております。

(2) リスクに関する事項

- ・リスク管理委員会を原則月1回開催し、各種リスクの発生状況、管理状況およびリスク管理態勢の整備状況についての検証に加え、統合リスク管理制度を活用した分析など様々な観点からリスク分析を行い、取締役会へ報告を行っております。
- ・自然災害等により事業の中断等の危機が発生した場合に、危機対策本部を設置することなどを定めた「危機管理規程」や、業務再開等のあり方などを定めた「業務継続規程」を整備することにより、危機に備えた体制を構築しております。

(3) 取締役の職務の執行に関する事項

- ・取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」および関連細則等に基づいて適切な保存および管理を行い、常時、取締役および監査役が閲覧できる状態にあります。
- ・取締役会は、事業計画の進捗状況については四半期毎、予算計画との実績比較については毎月報告を受け、取締役の効率的な職務執行を監督しております。また、計画との乖離が生じている場合には、必要に応じて対応を協議しております。

(4) 監査役に関する事項

- ・監査役の監査を補助することを職務とする専任の監査役スタッフを1名任命しており、円滑な監査役の活動を支援しております。また、監査役スタッフの人事については、監査役との協議のうえで決定し、独立性を確保しております。

- ・常勤監査役は、監査役会で策定された監査方針・計画に基づき、取締役会および経営会議などの重要会議へ出席し、必要に応じて社内各部署に対するヒアリング、報告等を通じて経営全般および個別事案に関して取締役の職務執行を監査しております。また、代表取締役社長、会計監査人および監査部との間で、それぞれ月1回の会合を設け、意見交換を実施しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	188,741	流動負債	30,406
現金及び預金	175,742	前受収益	16,264
求償債権	12,266	預り金	49
有価証券	6,334	未払金	1,031
未収入金	253	未払法人税等	6,189
前払費用	32	賞与引当金	295
その他	415	債務保証損失引当金	6,453
貸倒引当金	△6,302	株主優待引当金	103
		その他	20
固定資産	132,490	固定負債	163,826
有形固定資産	235	長期前受収益	163,767
建物	212	株式給付引当金	59
減価償却累計額	△147		
車両運搬具	52	負債合計	194,233
減価償却累計額	△43	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	468	株主資本	126,492
減価償却累計額	△311	資本金	10,703
土地	4	資本剰余金	637
無形固定資産	583	資本準備金	637
ソフトウェア	571	利益剰余金	115,394
ソフトウェア仮勘定	8	利益準備金	2,055
その他	3	その他利益剰余金	113,339
投資その他の資産	131,671	債務保証積立金	89,200
投資有価証券	107,649	繰越利益剰余金	24,139
関係会社株式	62	自己株式	△243
長期預金	19,000	評価・換算差額等	388
長期前払費用	193	その他有価証券評価差額金	388
前払年金費用	18	新株予約権	117
繰延税金資産	4,210		
その他	537		
資産合計	321,232	純資産合計	126,998
		負債及び純資産合計	321,232

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
収入保証料	43,038	43,204
その他	166	
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	3,034	8,975
貸倒引当金繰入額	△307	
給料手当及び賞与	1,695	
賞与引当金繰入額	275	
減価償却費	230	
その他	4,046	
営業利益		34,229
営業外収益		
受取利息	115	947
有価証券利息	667	
受取配当金	86	
金銭の信託運用益	16	
その他	61	
営業外費用		
支払手数料	0	7
その他	7	
経常利益		35,169
特別損失		
投資有価証券売却損	5	324
投資有価証券評価損	318	
税引前当期純利益		34,844
法人税、住民税及び事業税	10,671	10,710
法人税等調整額	38	
当期純利益		24,134

株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金	債務保証 積立金		繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,684	618	618	2,055	72,600	22,113	96,768	△264	107,808	
当期変動額										
新株の発行(新株 予約権の行使)	18	18	18						37	
剰余金の配当						△5,508	△5,508		△5,508	
債務保証積立金の積立					16,600	△16,600	－		－	
当期純利益						24,134	24,134		24,134	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の処分								21	21	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	18	18	18	－	16,600	2,025	18,625	20	18,684	
当期末残高	10,703	637	637	2,055	89,200	24,139	115,394	△243	126,492	

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	194	194	124	108,127
当期変動額				
新株の発行(新株 予約権の行使)				37
剰余金の配当				△5,508
債務保証積立金の積立				－
当期純利益				24,134
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				21
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	193	193	△7	186
当期変動額合計	193	193	△7	18,870
当期末残高	388	388	117	126,998

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～44年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

すべての求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

賞与引当金	従業員への賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額を計上しております。
債務保証損失引当金	債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。 保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。 上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。 すべての保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
株主優待引当金	株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収入保証料	主に、一括にて収受した保証料を前受収益として計上し、保証期間中の各年度において、残債方式（保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法）により収益計上しております。 その他、各月において保証料を収受するものについては、保証債務の前月末残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益計上しております。
-------	---

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用に計上し5年間で均等償却しております。
-----------	---

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度3,228百万円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」4,210百万円に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

7. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 取引の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む、以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度263百万円、98,240株、当事業年度242百万円、90,380株であります。

8. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

住宅ローン等に対する保証債務	12,717,625百万円
債務保証損失引当金	6,453 //
差 引	12,711,172百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次の通りであります。

短期金銭債権	117百万円
短期金銭債務	20 //

9. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次の通りであります。

営業取引（支出分）	298百万円
-----------	--------

10. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	68,860,980	10,810	-	68,871,790

(注) 変動事由の概要

ストック・オプションの権利行使による増加 10,810株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	98,596	40	7,860	90,776

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式がそれぞれ、98,240株、90,380株含まれております。

2. 変動事由の概要

単元未満株式の買取りによる増加	40株
株式給付信託(J-E S O P)の当社株式給付による減少	7,860株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月15日 定時株主総会	普通株式	5,508	80.00	2018年3月31日	2018年6月18日

(注) 2018年6月15日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,991	87.00	2019年3月31日	2019年6月17日

(注) 2019年6月14日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (百万円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	35,020	6,740	10,810	30,950	117
合計		35,020	6,740	10,810	30,950	117

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

11. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	991百万円
ソフトウェア	97 //
ソフトウェア仮勘定	27 //
再保証料	688 //
投資有価証券評価損	94 //
資産除去債務	12 //
未払事業税	297 //
賞与引当金	90 //
債務保証損失引当金	1,975 //
株主優待引当金	31 //
株式給付引当金	18 //
その他有価証券評価差額金	4 //
新株予約権	35 //
その他	34 //
繰延税金資産 小計	4,400百万円
評価性引当額	△169 //
繰延税金資産 合計	4,231百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△5百万円
その他有価証券評価差額金	△14 //
その他	△0 //
繰延税金負債 合計	△20百万円
繰延税金資産の純額	4,210百万円

12. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

13. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて前受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っており、リスクの高い取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に一括保証料として前受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券及び投資有価証券であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券及び投資有価証券は、主に国債・公債・事業債・株式及び投資信託等であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社は、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の発生低下と求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の発生低下につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券についても、発行体の信用度は高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

(b) 市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動と定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の励行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券及び投資有価証券等の時価を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)を参照ください）。
 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	175,742	175,742	—
(2) 求償債権	12,266		
貸倒引当金 (※)	△6,302		
	5,963	5,963	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	103,603	106,268	2,664
国債・地方債等	20,655	23,345	2,690
社債	78,808	78,777	△30
その他	4,140	4,145	5
② その他有価証券	9,637	9,637	—
株式	1,854	1,854	—
その他	7,782	7,782	—
(4) 長期預金	19,000	18,597	△402
資産計	313,946	316,208	2,261
(1) 未払法人税等	6,189	6,189	—
負債計	6,189	6,189	—

(※) 求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次の通りであります。

- ① 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	20,655	23,345	2,690
	社債	43,540	43,686	146
	その他	2,000	2,016	16
	小計	66,195	69,048	2,852
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	35,268	35,090	△177
	その他	2,140	2,129	△10
	小計	37,408	37,219	△188
合計		103,603	106,268	2,664

- ② その他有価証券の当事業年度中の売却額は94百万円であり、売却損の合計額は5百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,148	733	414
	その他	2,549	2,513	36
	小計	3,697	3,247	450
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	706	744	△37
	その他	5,232	5,248	△15
	小計	5,939	5,992	△52
合計		9,637	9,239	397

(4) 長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 未払法人税等

未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (※)	452
組出資金 (※)	291
子会社株式 (※)	62
合計	805

(※) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	175,742	—	—	—
(2) 求償債権 (※)	—	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券				
① 満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,420	6,380	8,000	4,670
社債	1,900	20,200	54,010	1,700
その他	1,000	1,100	2,000	—
② その他有価証券				
その他	2,000	400	—	1,378
(4) 長期預金	—	—	—	19,000
合計	182,062	28,080	64,010	26,748

(※) 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

14. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

15. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

16. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

17. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,844円71銭
1株当たり当期純利益	350円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	350円75銭

(注1) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

1株当たり当期純利益	
損益計算書上の当期純利益	24,134百万円
普通株主に帰属しない金額	- //
普通株式に係る当期純利益	24,134 //
普通株式の期中平均株式数	68,774,844株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	-百万円
普通株式増加数	33,253株
(うち新株予約権)	(33,253株)

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり
当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

-

(注2) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J-E-S-O-P)に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は94,262株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、90,380株であります。

18. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

19. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

20. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、従業員の勤続年数、資格等級及び退職事由に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

② 簡便法を適用した確定給付制度

(a) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金（△は前払年金費用）の期首残高	△19百万円
退職給付費用	73 //
制度への拠出額	△72 //
<u>退職給付引当金（△は前払年金費用）の期末残高</u>	<u>△18百万円</u>

(b) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	722百万円
年金資産	△741 //
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△18百万円</u>
<u>退職給付引当金（△は前払年金費用）</u>	<u>△18百万円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△18百万円</u>

(c) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	73百万円
----------------	-------

(2) スtock・オプション等に関する注記

① スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
営業費用 30百万円

② スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(a) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 13,350株	普通株式 7,390株	普通株式 9,470株
付与日	2014年7月23日	2015年7月22日	2016年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年7月24日～ 2044年7月23日	2015年7月23日～ 2045年7月22日	2016年7月21日～ 2046年7月20日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,590株	普通株式 6,740株
付与日	2017年7月19日	2018年7月18日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年7月20日～ 2047年7月19日	2018年7月19日～ 2048年7月18日

(注)株式数に換算して記載しております。

(b) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2019年3月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(i) Stock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	10,570	7,390	9,470
権利確定	—	—	—
権利行使	3,700	2,180	2,760
失効	—	—	—
未行使残	6,870	5,210	6,710

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	6,740
失効	—	—
権利確定	—	6,740
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	7,590	—
権利確定	—	6,740
権利行使	2,170	—
失効	—	—
未行使残	5,420	6,740

(ii) 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	5,180	5,180	5,180
付与日における 公正な評価単価(円)	2,313	4,274	3,758

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	5,180	—
付与日における 公正な評価単価(円)	4,352	4,528

③ 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(a) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(b) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	39.0%
予想残存期間	(注) 2	8.0年
予想配当	(注) 3	80円/株
無リスク利子率	(注) 4	△0.06%

- (注) 1. 2012年12月19日から2018年7月9日までの株価実績に基づき算定しております。
2. 付与対象者の予想在任期間を基に算定しております。
3. 2018年3月期の配当実績によります。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

④ スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

(3) 資産除去債務に関する注記

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全国保証株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2019年5月9日

全国保証株式会社

監査役会

常勤監査役

藤 野

護 ㊦

社外監査役

日 野 正

晴 ㊦

社外監査役

羽 田

靖 ㊦

監 査 役

目 黒 謙

一 ㊦

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議

案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、住宅ローン保証会社として強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金87円 総額5,991,811,278円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月17日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

債務保証積立金 18,100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 18,100,000,000円

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場：JPタワー ホール&カンファレンス

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 4階

交通：JRをご利用の場合 **JR東京駅** 丸の内南口 徒歩1分

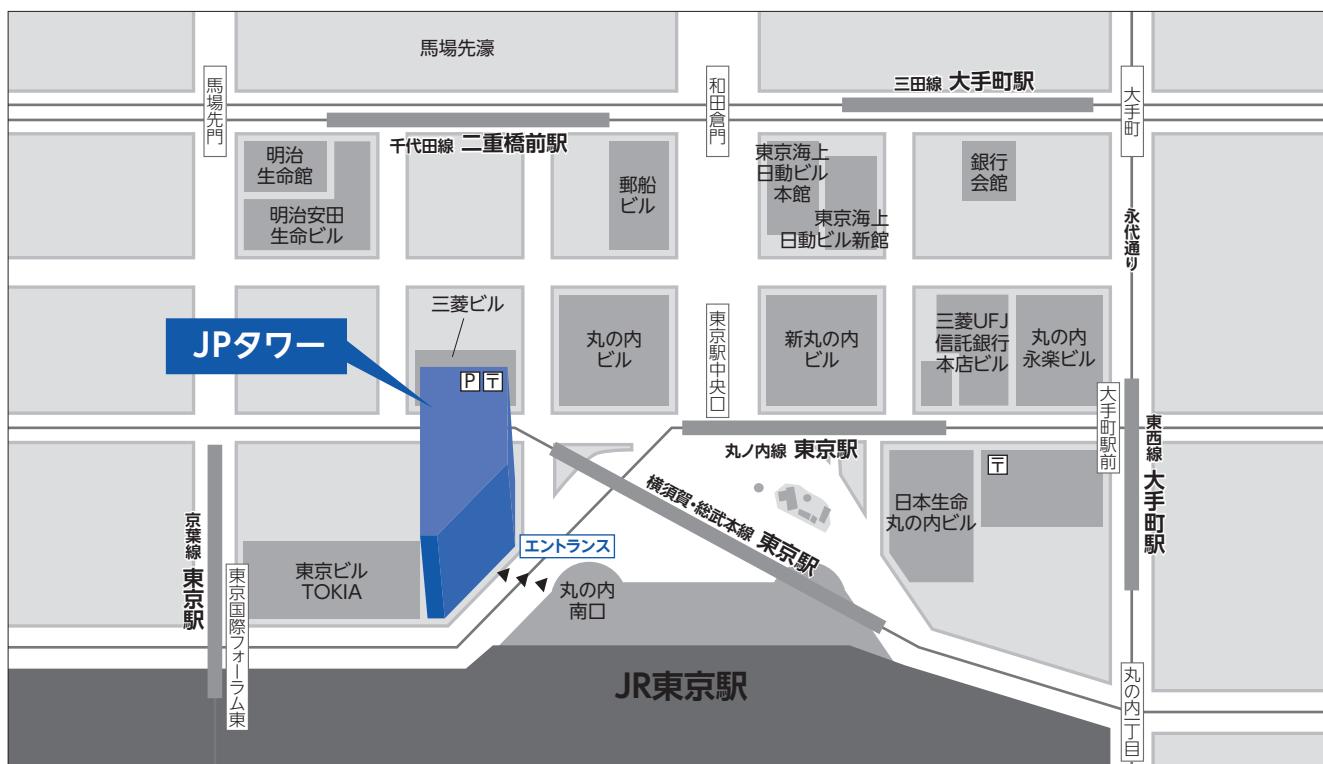
丸の内地下南口 地下道直結

地下鉄をご利用の場合 東京メトロ丸ノ内線 **東京駅** 地下道直結

東京メトロ千代田線 **二重橋前駅** 徒歩2分

都営地下鉄三田線 **大手町駅** 徒歩4分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
商業施設『KITTE』内にあるエレベーターもしくはエスカレーターで4階までお越しく下さい。



全国保証株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル24階
TEL: 03-3270-2300 (代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

